

環第26号
令和2年6月29日

関市廃棄物減量等推進審議会 様

関市長 尾 関 健 治

諮 問 書

関市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第2条第2項の規定に基づき、一般廃棄物処理基本計画の策定について、ご意見を賜りたく諮問します。

記

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定により、当該市町村の区域内の一般廃棄物に関する計画を定めなければなりません。

一般廃棄物処理基本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、同法の目的である生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うために定める行動計画です。

関市では、平成18年3月に策定した「関市一般廃棄物処理計画（現計画）」に基づき、一般廃棄物の減量・資源化と適正処理が進められています。

現計画に基づき、関市では平成28年4月から家庭系ごみの有料化を行い一時的にごみの量を削減することができましたが、再びごみが増加しています。

貴審議会の皆様には、現計画が今年度で計画の満了を迎え、新たな計画の策定を行うため、令和3年度からの「第2次関市一般廃棄物処理基本計画」について、ごみの減量等に向けたご意見をお願いいたします。

以上